

倉敷市認知症サポーター養成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項第3号に基づき、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター（以下「サポーター」という。）を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体である市は、その実施について、適切な事業運営が確保できると認められる法人、NPO団体等に委託して実施できるものとする。ただし、介護サービス事業者及びその団体等は委託先の対象としない。

(名称)

第3条 この事業において、サポーターを養成するため開催する講座のことを、倉敷市認知症サポーター養成講座（以下「講座」という。）とする。

(内容)

第4条 事業の内容は、サポーターの養成に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 講座の企画、連絡調整及び開催
- (2) 講座実施に係る市民への広報
- (3) 関係機関との連絡調整、報告事務
- (4) その他、講座実施に関する必要な事項

(講座)

第5条 講座は、認知症キャラバン・メイト養成研修を修了し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録された認知症キャラバン・メイト（以下「キャラバン・メイト」という。）が、講師として実施するものとする。なお、倉敷市職員(保健師、社会福祉士等)、倉敷市高齢者支援センター職員、その他、認知症に関する専門的な知識や医療・介護経験がある医療従事者や介護従事者等、キャラバン・メイトの業務を適切に実施できると倉敷市が認めたものが、認知症キャラバン・メイト養成研修を受講できるものとする。

2 講座は概ね90分程度とし、その内容は、別紙認知症サポーター養成講座基準に準拠したものとする。

(対象者等)

第6条 講座の対象者は、地域・職域・学校等において、認知症の人とその家族を支える意欲を持ち、市内に住所を有する者及び市内へ勤務する者であって、市が適当と認めた者とする。なお、本事業は、一般の住民等を対象としたものであることから、介護サービス事業者が従事者に対して実施する研修は、認知症サポーター養成講座として位置づけることはできないものとする。

2 講座の対象者は、事前に所定の申込書を提出しなければならない。

(計画書)

第7条 キャラバン・メイトは講座の開催前に、市に対し、所定の開催計画書を提出しなければならない。

2 キャラバン・メイトは、開催計画書の提出後、市を通して、講座に必要なテキストと認知症サポーターカードを手配しなければならない。

(費用負担)

第8条 講座の利用に伴うテキスト代、認知症サポーターカードは無料とする。

(認知症サポーターカードの交付)

第9条 講座修了者には、キャラバン・メイトを通じ、サポーターの証となる認知症サポーターカードを交付するものとする。

(報告書)

第10条 キャラバン・メイトは、講座終了後速やかに、市に所定の実施報告書を提出しなければならない。

(報告)

第11条 市は、キャラバン・メイトより提出された開催計画書及び実施報告書を、全国キャラバン・メイト連絡協議会に報告するものとする。

(事務局)

第12条 事務局は、倉敷市保健福祉局健康福祉部健康長寿課に置くものとする。

2 倉敷市の認知症対策関連部署たる倉敷市保健所健康づくり課は、事務局に協力するものとする。

(遵守事項)

第13条 キャラバン・メイトは、提供を受ける個人情報及び事業を行うにあたり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。事業の実施終了後においても同様とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。